

# PCB含有電気機器の保有に関する調査票

PCB含有電気機器等は、PCB特措法及びPCB処理基本計画で定められた期限までに処理しなければなりません。

- 京都府内における高濃度PCB廃棄物の処理期限：**令和3年3月31日**
- 低濃度（微量）PCB廃棄物の処理期限：**令和9年3月31日**

■**使用中の電気設備**については、接触等により**感電の恐れがあり非常に危険**ですので、調査のために設備に近づかないでください。

■銘板記載内容を転記するなど、**既に作成された書類により確認できる範囲**で調査してください。

■調査にあたっては、電気設備を管理している**電気主任技術者に必ずご相談**ください。

※調査票の記入にあたっては、別紙1「高濃度PCB使用・不使用の判別方法」及び別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」を参考にしてください。

## 記入者情報

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず連絡先（記入者氏名、電話番号）を記入してください。

記入年月日	令和 年 月 日 ( )		
事業所名			
事業所住所	〒		
記入者氏名		電話番号	— —
E-mail		FAX	— —
電気主任 技術者名	氏名		
	住所		
	電話番号		

調査票は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、令和2年1月17日までに投函してください。

## 【お問合せ窓口】

- ① 調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠、調査票記入方法等）に関する問い合わせ先  
京都府府民環境部循環型社会推進課（電話 075-414-4717）
- ② PCBに関する技術的相談窓口  
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
（電話 0120-907-033（東京都内）  
（令和2年1月17日までの平日10時～17時とさせていただきます。  
但し、年末年始（12月28日～1月5日）を除きます。）

## 1. PCB廃棄物特別措置法に基づく届出の有無について

PCB廃棄物特別措置法に基づき、本府に対しPCB含有電気機器の保管状況について届出をされている場合は「あり」に、届出をされていない場合は「なし」に、○印を付けてください。

PCB廃棄物特別措置法の届出の有無	( あり ・ なし )
-------------------	-------------

## 2. 変圧器、コンデンサー等の保有の有無について

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●その他、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器及び中性点抵抗器は変圧器類、避雷器（サージアブソーバー）はコンデンサー類としてください。

### ① 使用を終わって保管している変圧器、コンデンサー等について

使用を終わって保管している変圧器、コンデンサー等を保有していますか。

保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用を終わって保管している 変圧器、コンデンサー等の有無	( あり ・ なし )
---------------------------------	-------------

### ② 使用中の変圧器、コンデンサー等について

使用中の変圧器、コンデンサー等を保有していますか。

保有している場合は「あり」に、保有していない場合は「なし」に、○印をつけてください。

使用中の 変圧器、コンデンサー等の有無	( あり ・ なし )
------------------------	-------------

### 3. 変圧器、コンデンサー等の保有台数について

以下の項目のうち、**使用中の機器については、近づく**と危険ですので、**既に作成された書類により確認できる範囲**でお答えください。

使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー等及び使用中の変圧器、コンデンサー等の保有台数を記入してください。

- ① 高濃度のPCBを使用していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。  
高濃度PCBの使用・不使用については、別紙1「変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。各機器の製造年、型式情報から高濃度PCBが使用されていると判別された機器の台数を「高濃度PCB」欄に記入してください。
- ② 低濃度（微量）のPCBを含有していると判別された機器の保管台数及び使用台数を「低濃度PCB」欄に記入してください。
- ③ PCBが含まれていないと判別された機器の保管台数及び使用台数を「PCBなし」欄に記入してください。
- ④ PCB含有の有無が確認できない機器については「不明」欄に保管台数及び使用台数を記入してください。

PCB含有の有無	機器の種類	保管台数	使用台数
高濃度PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
低濃度（微量）PCB	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
PCBなし	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台
不明	変圧器類	台	台
	コンデンサー類	台	台

#### 4. 使用を終えて保管しているPCB使用安定器について

- 安定器は、照明器具の裏側に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器などがあります。下の写真に示す電気機器が安定器です。



使用を終えて保管しているPCB使用安定器は何台（又は何kg）ありますか。

PCB含有の有無が不明な場合には、別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。

PCB使用安定器を保管していない場合は、「0」（ゼロ）を記入してください。

保管中の「PCBが使用された安定器」	台数 又は 重量
	台 ・ kg

#### 5. PCBが含まれている安定器の使用について

- 業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、照明器具の付属品である安定器にPCBが含まれている可能性があります。

事業所の建物を建築した時期は、昭和52年（1977年）3月以前ですか。

建物の建築年数が昭和52年3月以前で、昭和52年3月以降に事業所の事務所ごとやフロアごとに照明器具（蛍光灯等）の交換工事を実施しましたか。

事業所の建物を建築した時期は昭和52年（1977年）3月以前である。	（ はい ・ いいえ ）
建物の建築時期が昭和52年3月以前で昭和52年3月以降に事業所の事務所ごとやフロアごとに照明器具の交換工事を実施した	（ はい ・ いいえ ）

PCBが含まれている安定器について、使用中のものがありますか。

PCB含有の有無が不明な場合には、別紙2「安定器のPCB使用・不使用の判別方法」により判別してください。

確認できない場合には、「不明」を選択してください。

PCBが含まれている安定器を使用している。	（ はい ・ いいえ ・ 不明 ）
-----------------------	-------------------

調査終了です。御協力ありがとうございました。

ご送付いただいた調査票は返却いたしません。

## 変圧器・コンデンサーの高濃度PCB使用・不使用の判別方法

**使用中の電気設備**については、接触等により**感電の恐れがあり非常に危険**ですので、調査のために設備に近づかないでください。

使用中の電気設備については、お手元にある**書類により確認できる範囲**で調査してください。  
また、調査にあたっては、貴社の電気設備を管理している電気主任技術者に必ずご相談ください。

●下の写真に示す電気機器が変圧器、コンデンサーです。



変圧器



コンデンサー

●「変圧器、コンデンサーが高濃度のPCBを使用しているか否か」については、**お手元にある書類をもとに機器の製造年、型式が確認できる場合、次頁の「変圧器・コンデンサー判別リスト」で判別**してください。

●国内メーカーで**昭和 27 年（1952 年）以前及び昭和 48 年（1973 年）以降**に製造された機器については、**高濃度 PCB を使用した機器はありません。**



※この製造年別の判別は外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

本別紙に記載した判別方法がわからない場合は、下記までお問い合わせください。

### 【お問合せ窓口】

- ① 調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠、調査票記入方法等）に関する問い合わせ先  
京都府 府民環境部 循環型社会推進課（電話 075-414-4717）
- ② PCBに関する技術的相談窓口  
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
（電話 0120-907-033（東京都内））  
（令和2年1月17日までの平日10時～17時とさせていただきます。）  
但し、年末年始（12月28日～1月5日）を除きます。）

※PCBの使用について、明確に判別できなかった場合は、「不明」としてください。



# 安定器のPCB使用・不使用の判別方法

●下の写真に示す電気機器が安定器です。

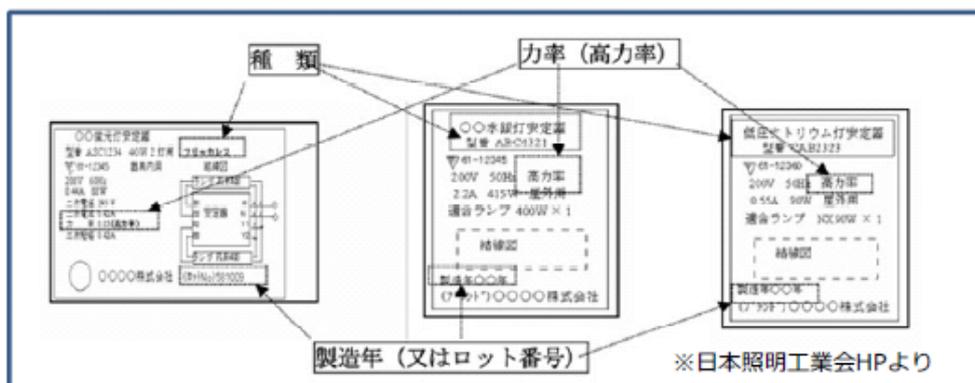


PCB使用安定器を使用した照明器具  
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)

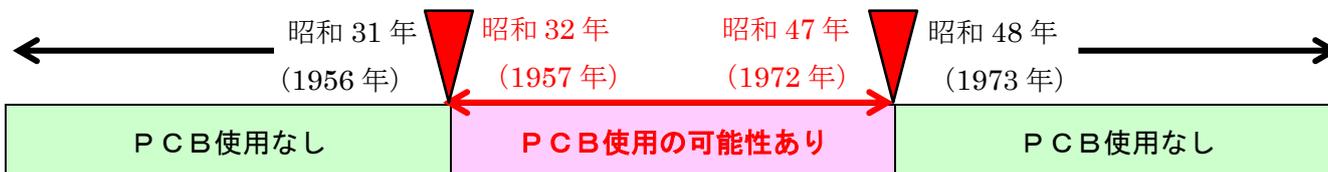
<p><b>蛍光灯器具</b> (オフィス・教室用等)</p>	<p><b>水銀灯器具</b> (高天井用・道路用)</p>	<p><b>低圧ナトリウム灯器具</b> (トンネル用)</p>
-------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

※日本照明工業会HPより  
蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器には、PCBは使用されておりません。また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されていません。

●「安定器がPCBを使用しているか否か」については、まず、ラベル内容（メーカー・種類・力率・製造年月など）を確認してください。それに基づき、日本照明工業会HP (<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>) で確認するか、メーカー窓口（次頁「安定器メーカー問合せ先リスト」を参照）へ問い合わせてください。



●国内メーカーで昭和31年（1956年）以前及び昭和48年（1973年）以降に製造された安定器については、PCBを使用した安定器はありません。



※この製造年別の判別は外国製など一部の機器については該当しない場合があります。

●昭和52年（1977年）3月以前に建築された建物についてはPCB使用安定器が設置された可能

性があります。PCB使用安定器が使用・保管されている場所の例を以下に示しますので、調査の参考にしてください。

<p>・天井裏や壁際・梁</p> <p>事務室の天井裏や工場の壁際・梁にPCB使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においてもPCB使用安定器が残置されている可能性があります。</p>
<p>・照明器具内</p> <p>LEDランプに交換している場合においても、器具内にPCB使用安定器が残置されている場合があります。</p>
<p>・エレベータ</p> <p>エレベータの照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。</p>
<p>・敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明</p> <p>敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。</p>
<p>・屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等</p> <p>過去に回収・保管されたPCB使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。</p>

●安定器メーカー問合せ先リスト（日本照明工業会HPより作成）

				(2017年4月現在)	
会社	名URL	問合せ先	電話番号		
1 岩崎電気(株)	<a href="http://www.iwasaki.co.jp/NEWS/info/pcb/">http://www.iwasaki.co.jp/NEWS/info/pcb/</a>	CSセンター	048-554-1124		
2 (株)梅電社(スター)	<a href="http://www.umedensha.co.jp/">http://www.umedensha.co.jp/</a>	大阪 東京	06-6333-0004 03-3944-1651		
3 NECライティング(株)【旧:新日本電気】	<a href="http://www.nelt.co.jp/information/notice/2005-05-23.html">http://www.nelt.co.jp/information/notice/2005-05-23.html</a>	お客様相談室	0120-52-3205		
4 オーデリック(株)【旧:オーヤマ照明/旧:大山電機工業】	<a href="http://www.odelic.co.jp/">http://www.odelic.co.jp/</a>	カスタマーサービス	03-3332-1123		
5 (株)共進電機製作所	<a href="http://www.kyoshin-ewl.co.jp/">http://www.kyoshin-ewl.co.jp/</a>		06-6309-2151		
6 コイズミ照明(株)	<a href="http://www.koizumi-llt.co.jp/form/seihin/form_index.php">http://www.koizumi-llt.co.jp/form/seihin/form_index.php</a>	品質保証部	06-6975-7165		
7 星和電機(株)	<a href="http://www.seiwa.co.jp/csr/pcb.html">http://www.seiwa.co.jp/csr/pcb.html</a>	品質保証部	0774-55-9318		
8 大光電機(株)	<a href="http://www.lighting-daiko.co.jp/">http://www.lighting-daiko.co.jp/</a>	品質保証部 CSセンター	072-962-8437		
9 ダイヘン電設機器(株)ヘルメス機器工場【旧:ヘルメス電機】	<a href="http://www.shihen.co.jp/">http://www.shihen.co.jp/</a>	四変テック(株)電子機器事業部 営業部/品質管理部	0877-33-2323		
※(ヘルメス電機、ダイヘンヘルメス事業部が製造した安定器とネオトランスに関してのみ対応)					
10 東芝ライテック(株)【旧:東京芝浦電気、旧:和光電気】	<a href="http://www.tlt.co.jp/tlt/contact/pcb/pcb.htm">http://www.tlt.co.jp/tlt/contact/pcb/pcb.htm</a>	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048		
11 (株)GSユアサ【旧:日本電池】	<a href="http://www.gs-yuasa.com/jp/contact/index.php">http://www.gs-yuasa.com/jp/contact/index.php</a>	お客様相談室	0120-43-1211		
12 (株)光電器製作所	<a href="http://www.hikaridenki.com/">http://www.hikaridenki.com/</a>		06-6962-2681		
13 日立アプライアンス(株) 【旧:日立照明/日立製作所の銘板もあります】	<a href="http://www.lighting.hitachi-ap.co.jp/lighting/pcb/index.html">http://www.lighting.hitachi-ap.co.jp/lighting/pcb/index.html</a>	北日本営業所	022-266-1321		
		関東	050-3154-3981		
		中部	052-251-4075		
		関西	050-3181-8227		
		中四国	082-240-6162		
		九州	092-552-6511		
14 藤井電機工業(株)	<a href="http://www.fujiiele.co.jp/">http://www.fujiiele.co.jp/</a>	技術部(PCB問合せ先) 営業担当	050-3802-3026 072-227-8125		
15 扶桑電機工業(株)	<a href="http://www.fusodenki.co.jp/contents/corpinfo/contact/">http://www.fusodenki.co.jp/contents/corpinfo/contact/</a>	照明部	03-3474-1200		
16 パナソニック(株)【旧:松下電器産業、旧:松下電工】	<a href="http://www2.panasonic.biz/es/lighting/pcb/index.html">http://www2.panasonic.biz/es/lighting/pcb/index.html</a>	パナソニック(株)お客様相談センター	0120-878-365		
17 パナソニック(株)【旧:三洋電機】	<a href="http://panasonic.co.jp/sanyo/environment/jp/">http://panasonic.co.jp/sanyo/environment/jp/</a>				
18 三菱電機照明(株)【旧:三菱電機】	<a href="http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/mlf/info/pcb/index.html">http://www.mitsubishielectric.co.jp/group/mlf/info/pcb/index.html</a>	品質保証部サービス課	0467-41-2773		
19 山田照明(株)	<a href="http://www.yamada-shomei.co.jp/">http://www.yamada-shomei.co.jp/</a>	カスタマーセンター	03-3253-4810		
20 (株)リード	<a href="http://www.lead.co.jp/">http://www.lead.co.jp/</a>		048-529-2731		

※上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。

本別紙に記載した判別方法がわからない場合は、下記までお問い合わせください。

【お問合せ窓口】

- ① 調査概要（調査目的、調査対象の選定根拠、調査票記入方法等）に関する問い合わせ先  
京都府 府民環境部 循環型社会推進課（電話 075-414-4717）
- ② PCBに関する技術的相談窓口  
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
（電話 0120-907-033（東京都内））  
（令和2年1月17日までの平日10時～17時とさせていただきます。）  
但し、年末年始（12月28日～1月5日）を除きます。）

※PCBの使用について、明確に判別できなかった場合は、「不明」としてください。